

機関番号：10102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20730400

研究課題名（和文）長期的利得への期待と手続きに対する公正感による紛争解決

研究課題名（英文）Conflict resolution by expectation about long-term benefit and procedural justice

研究代表者

今在 慶一郎 (IMAZAI KEI-ICHIRO)

北海道教育大学・教育学部・准教授

研究者番号：40359500

研究成果の概要（和文）：従来の公正研究では、個々の紛争解決における人々の短期的な反応が取り上げられてきた。本研究では人々が長期的に関わる場において、人々が経験する公的な意思決定に対する公正感と、その要因、及びその効果について検討した。分析の結果、人々は自分が直接経験した出来事を通じて、公的な意思決定に携わる権威者の印象を形成し、その印象によって意思決定が行われる集団全体に対する態度を変化させることが確認された。

研究成果の概要（英文）：In the conventional studies about social justice, the short-term reaction of people in each dispute solution has been taken up. In this study, I examined perceived fairness of the public decision making, its factors, and its effects in the situation that people are concerned with in the long term. As a result of analysis, it was confirmed that people form the impression of authorities engaged in public decision making through the events that they experienced directly, and their perceived fairness and attitudes toward whole group by the impression are changed.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	200,000	60,000	260,000
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：社会心理学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：社会心理学、公正

1. 研究開始当初の背景

(1)研究の学術的背景

少子化、納付率の低迷、資金の不適切な運用、職員による横領などが報じられ、年金制度に対する信頼は大きく揺らいでいるといわれる。また、終身雇用制度を廃止する企業が増える一方で、人材派遣、パートタイムといった短期的な雇用形態を活用する企業が増えている。さらに、夕張市のように財政が不健全である場合には、自治体であっても破

綻し、住民は多大な負担を背負わされることが明らかになった。こうした社会問題は、一見無関係なようにみえるが、いずれも人々が長期的な視点から生活の見通しを立てることが難しい状況といえる。長期的視点からの予測が困難になることは、人々にどのような心理的影響をもたらすのであろうか。人々が利害衝突のたびに利己的な判断をするだけでなく、長期的視点からの見通しをもって行動することは、これまでも社会科学

諸領域で検討されてきた。本研究では特に長期的利得への期待と主観的な公正感の関係に焦点をあてる。ここでは人々の長期的利得への期待が社会正義への動機を生じさせ、集団・社会内で発生する紛争が速やかに解決されやすくなると予測した。

(2)従来の手続き的公正研究

これまでの紛争解決場面における手続き的公正感の研究を通して、紛争当事者となった人々が、公正・公平な手続きによって納得したり、結果を受容しやすくなったりすることが確認されてきた。公正な手続きの効果について論じた社会心理学上のモデルには、その要因を当事者に与えられる主張の機会に求める「利己心モデル」(Thibaut & Walker, 1975)、当事者に対する尊重を求める「集団価値モデル」(Lind & Tyler, 1988)などがある。前者は集団意思決定において当事者自身に有利な情報を提供しやすい手続きが、後者は当事者の社会的同一性を維持できるような処遇が、それぞれ公正感や決定を下す集団に対して服従的態度を強めるとしている。両モデルは経済的な利得、社会的な利得という違いはあるものの、紛争に伴う一時的、個別的な利得の獲得に公正感を還元するモデルといえる。

(3)長期的利得関心に基づく手続き的公正

これに対して申請者は、近年の調査研究を通じて、人々が利己心モデルや集団価値モデルが唱えるような短期的利益に対する関心からではなく、組織のような集団、あるいは国や社会に対する長期的利得への関心から手続きを評価するという仮説を打ち出した(今在・今在, 2006; 今在・今在, 投稿中)。それによると人々は、企業や各種団体、あるいは国など、自己が所属する集団から、金銭、地位、名誉、楽しみなど何らかの利得が長期的、安定的に得られることを期待する。一方、集団成員にとって、利得を分配する際の手続きが公正であるということは、一貫した法則に基づいて公平に利得が与えられることを意味している。このため、集団内で紛争が発生した場合、集団成員は紛争を処理した手続きが公正であったか否かを吟味し、実際に公正であると感じた場合には、たとえその時点で不利な決定を下されたとしても、長期的には不利な扱いを受けることはないと判断し、当該決定を受容しやすくなると考えられる。

(4)学術的特色

紛争に関する社会心理学的研究では、これまで紛争に伴う一時的な利得の獲得によって手続き的公正感とそれによる受容的態度の促進が生じるとされてきた。これに対し、本研究では、人々が長期的展望に基づいて集

団内手続きを評価すると予測しているが、こうした仮説が正面から取り上げられることは、少なくともわが国においてはほとんどなかったように思われる。

また、従来の社会心理学における手続き的公正モデルが主張してきたように、短期的利得によって公正感が生じるのであれば、人々の公正感には利得を得た者だけが感じる自己完結的なものであるといえる。しかし、人々が自己とは無関係の事件や社会問題についてしばしば「義憤」を感じることもあるように、本来、公正感には利害関係者個人内の認知過程にとどまるのではなく、社会的に共有されるものであると考えられる。本研究の長期的利得への関心から集団内手続きに対する公正感が生じるという仮説の妥当性が確認されることは、同じ集団に所属する成員であれば、(当事者/第三者のような)立場にかかわらず、長期的利得システムを維持するという共通の目的から手続き的公正を重視するという心理過程が明らかにされると考えられる。

2. 研究の目的

(1)手続き的公正における集団内権威者

手続き的公正に関する研究によれば、集団内の権威者に対する印象は、決定に対する公正感の主たる要因とされる。これまで、裁判官、警察官、企業等組織の上司、政治家などの権威者に関する調査が行われ、それらいずれについても、彼ら権威者に対する好意的な印象が、決定を受ける当事者の服従的態度、すなわち、決定の受容や集団への同一化を強めることが確認されてきた(e.g. Lind & Tyler, 1988)。

このような手続き的公正研究では、様々な場面や集団を通じて、権威者の印象が決定を受ける当事者の態度に影響を与えることが確認され、強調されてきたが、そのために、集団やその権威者の質的違いに焦点があてられることは少なかったように思われる。企業内の職場のような比較的小さな集団であっても、国や地域社会といった比較的大きな集団であっても、その集団に所属する成員は、集団内の権威者との相互作用を通じて態度を形成・変容させると考えられてきた。しかしながら、企業内の上司のように日常的に部下が直接相互作用する権威者と、政治家のように多くの市民にとっては直接相互作用することがない権威者では、相互作用の方法や質について違いがあるであろう。

(2)市政における権威者

本研究では、市政に対する公正感について検討するが、ここでは公正感の要因として次の3種類の権威者を取り上げる。第一は、市長である。市長は市民にとって最も権威を感じ

やすい人物であると考えられるが、一般的に、市民が直接相互作用する機会ほとんどない。第二は、市議会の議員である。市長と同様、市議会議員は、市政における権威者であり、また市民にとって直接相互作用する機会が少ない人物であるが、市長とは異なり、複数存在するため総体としての印象を形成することが難しく、また、メディアを通してその存在が取り上げられることが市長ほど多くはない。第三は、市の職員である。市民が市の職員を市長や市議会議員のような権威者と捉えることはないかもしれない。しかしながら、市の職員は、市の手続きを運用し、与えられた裁量の範囲で決定を下し、しばしば市民に対して指導を行う存在であり、市長や市議会議員とは異なり、市民が直接相互作用することができる存在である。

本研究の第一の目的は、市長、市議会議員、市職員の3種類の権威者のうち、市政に対する公正感と結びついている権威者を明らかにすることである。三者はそれぞれ権威の主観的大きさ、特定のしやすさ、相互作用の方法などについて異なっており、公正感に影響を与えやすい特質はどのようなものであろうか。第二の目的は、権威者に対する印象を形成する際の情報源を特定することである。市の職員を除けば市長も市議会議員も一般の市民が直接相互作用することはあまりない。このため、市民は直接相互作用することがない権威者については何らかのメディアを使って印象を形成していると考えられる。

3. 研究の方法

本研究は、札幌市民を対象とした郵送による質問紙調査である。
 調査地域：清田区、東区、手稲区、西区、厚別区の各地域について、選挙人名簿を利用した等間隔抽出法により200人を選出し、質問紙1,000部を郵送した。
 質問紙の回収部数：503部回収（回収率50.3%）。
 回答者の性別：女性228人、男性273人、未回答2人。
 回答者の年齢：平均年齢52.47歳（標準偏差15.09）、未回答3人。
 世帯年収：200万円未満68人（13.5%）、200万円～499万円210人（41.7%）、500万円～999万円182人（36.2%）、1,000万円以上30人（6.0%）、未回答13人（2.6%）。
 札幌居住年数：平均32.23年（標準偏差14.49）、未回答9人。
 職業：民間の企業・団体154人（30.6%）、自営業（開業医、自由業などを含む）44人（8.7%）、公務員（みなし公務員、公立学校の教員などを含む）21人（4.2%）、パート・アル

バイト77人（15.3%）、失業中（再就職の意思あり）6人（1.2%）、学生11人（2.2%）、専業主婦（パートなどをしていない）90人（17.9%）、すでに退職64人（12.7%）、その他26人（5.2%）、未回答10名（2.0%）
 学歴：中学校卒55人（10.9%）、高等学校卒203人（40.4%）、専門学校・短期大学卒119人（23.7%）、大学・大学院卒114人（22.7%）、その他5人（1.0%）、未回答7人（1.4%）。
 尺度：学歴、年収、使用するメディアについてはカテゴリ変数であったため、1か0を割り当てたダミー変数として分析に加えた。市長、市議会議員、市職員、および市政に対する公正感の回答は、複数の項目による合成得点であり、「全然そう思わない」（1）から「非常にそう思う」（6）の範囲で回答されたものを平均化し、さらに標準化した。そして、権威者とメディアの交互作用を分析するために、権威者とメディアの各々をそれぞれ掛け合わせて交互作用項とした。

4. 研究成果

学歴、世帯年収、使用するメディア、および市長、市議会議員、市職員と、市政に対する公正感の関係を分析したところ、市職員に対する印象の効果が最も大きかった。次いで、市長、世帯年収200万円未満、新聞を毎日1回以上講読の影響が確認された。このうち、年収200万円未満と新聞の購読の係数は負であったことから、収入が少ないほど、また新聞をよく読むほど市政に対する公正感が抑制されることが示唆された。ただし、新聞講読の係数は非常に小さかった。

表. 重回帰分析の結果

	N	%	M	SD	市政に対する公正	
					model1	model2
女性	228	45.5				
中学校卒	55	10.9				
短大・専門学校卒	119	23.7				
大学・大学院卒	114	22.7				
年収200万円未満	68	13.5			-.11 **	-.11 **
年収200万円以上500万円未満	210	41.7				
年収1,000万円以上	30	6.0				
テレビ毎日1回以上	453	91.0				
新聞毎日1回以上	404	81.6			-.08 *	
自治体広報紙月1回以上	413	84.1				
毎月1回以上	421	86.4				
市長			3.52	1.03	.16 **	
市議会議員			3.02	.96		
市職員			3.26	.92	.54 **	.54 **
市長×テレビ						
市長×新聞						
市長×広報紙						.17 **
市長×噂						
議員×テレビ						
議員×新聞						
議員×広報紙						
議員×噂						
職員×噂						
職員×テレビ						
職員×新聞						
職員×広報紙						
職員×噂						
adjusted R ²					.416 **	.414 **

次に、メディアの違いによる権威者の影響について分析したところ、自治体広報誌を通じた市長の印象による効果が確認された。

本研究で取り上げた3種類の権威者についてみると、市民が市政の公正さを感じる際の主たる要因は、市職員であると考えられる。市職員のように直接相互作用しやすい権威者が公正感の要因になりやすいと考えられる。これに対して、市長は市の最高権威でありながら、その効果は市職員よりも相対的に弱く、その印象は自治体が発行する文字媒体である広報誌に基づいていると考えられる。市議会議員については、全体的にその効果が確認されなかったことから、市政に対する公正感の要因としては機能しにくいことが示唆された。

さらに、回答者の属性に関する変数の中では、世帯年収が200万円未満であることが市政に対する公正感を抑制することが示されたことから、収入が少ない人々は、権威者に対する印象とは独立に、不公正を感じやすいと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計1件)

今在慶一郎 地方公共団体に対する公正感と権威者との間接的相互作用におけるメディアの利用—市民は評価の情報源を何に求めるのか?—日本社会心理学会第51回大会 2010年9月18日広島大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今在 慶一郎 (IMAZAI KEI-ICHIRO)
北海道教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：40359500